

財団法人 神奈川県建築安全協会
確認検査業務約款

神建安総第124号

平成12年 6月21日制定
平成16年 4月 1日改正
平成17年10月 1日改正
平成18年 6月 1日改正
平成19年 6月20日改正
平成19年 9月10日改正
平成21年 4月 1日改正
平成21年10月 1日改正
平成22年 4月 1日改正
平成22年 6月 1日改正
平成22年10月 1日改正
平成23年 4月 1日改正
平成23年 6月15日改正
平成23年10月 1日改正
平成24年 1月 5日改正

(総則)

第1条 この約款は、財団法人神奈川県建築安全協会（以下「乙」という。）が、建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）から受託した確認検査業務を建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）及び財団法人神奈川県建築安全協会確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）の定めるところにより公正かつ適確に実施するため、業務規程第44条に基づき、甲及び乙が遵守すべき事項を定めるものである。

なお、この約款に定めのない用語の意義及び書面の様式は、建築基準関係規定及び業務規程の例によるものとする。

(確認検査業務の範囲)

第2条 乙が行う確認検査業務は、次の各号に掲げる建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）に係る確認審査、中間検査及び完了検査の業務並びにその関連業務とする。ただし、湘南台事務所においては第2号に係る業務は行わない。

- (1) 階数が4以下で、かつ、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）が500㎡以内の建築物（増築の場

合は、増築後の階数が4以下で、かつ、延べ面積が500㎡以内のものに限る。
移転、法第6条第1項の規定が適用となる大規模の修繕、大規模の模様替及び用途変更並びに法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を伴うものは除く。）

(2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第146条第1項第1号に掲げる建築設備（以下「エレベーター等」という。）

(3) 令第138条第1項第5号に掲げる工作物（以下「擁壁」という。）

2 前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に掲げる者が建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）である建築物等又は制限業種に係る業務を行う建築物等の確認検査業務は行わない。

(1) 乙の会長又は担当役員

(2) (1)に掲げる者の親族

(3) (1)に掲げる者の関係企業等

（確認検査業務を行う時間及び休日）

第3条 乙が確認審査業務を行う時間は、午前9時から午後5時30分まで、中間検査及び完了検査業務を行う時間は、午前8時30分から午後5時までとし、その間正午から1時間の休憩時間をおくものとする。そのうち、確認申請及び検査申請の受付を行う時間は、午前は11時30分まで、午後は5時までとする。ただし、休日には確認検査業務は行わない。

2 前項の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

(4) 乙が特に定めた日

（確認検査業務の処理期間）

第4条 乙が受託した確認検査業務の処理期間は、それぞれ次の各号に掲げる業務に応じて当該各号に定めるとおりとし、乙は、これに基づいて算定した当該各期間の末日（以下「処理期日」という。）までに確認審査を終えて確認済証又は第7条第3項に規定する通知書の交付を行い、又は中間検査若しくは完了検査を実施するものとする。

(1) 確認審査

① 法第6条第1項第1号から第3号に掲げる建築物にあつては、確認審査を引き受けた日から21日以内（第9条で定める変更確認申請の確認審査の場合は14日以内）

② 法第6条第1項第4号に掲げる建築物にあつては、確認審査を引き受けた日から7日以内（確認審査の引き受けが一時的に著しく増加する等のやむを得ない事由がある場合は14日以内）

- ③ エレベーター等にあつては、確認審査を引き受けた日から7日以内
 - ④ 擁壁にあつては、確認審査を引き受けた日から7日以内
 - (2) 中間検査 特定工程工事が終了する予定日から4日以内
 - (3) 完了検査 工事が完了した日から7日以内
- 2 前項第1号の②及び第2号の場合の処理期日の算定にあつては、第3条第2項に掲げる休日は算入しないものとする。

(確認申請書類)

第5条 甲は、建築物を建築し、エレベーター等を設置し、又は工作物を築造するための確認申請をするときは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第1条の3、規則第2条の2又は規則第3条に定める図書及び書類を添えた**確認申請書**（第A-1号様式：規則第2号様式に基づく様式、第A-2の1号様式：規則第8号様式に基づく様式又は第A-2の2号様式：規則第10号様式に基づく様式）の正本及び副本（以下これらの図書を「確認申請関係書類」という。）各1通及び**事前調査票**（第A-3号様式）を乙に提出するものとする。ただし、事前調査票の提出は、建築物の確認申請の場合に限る。

- 2 前項に定める書類のほか、法第93条第1項に定める消防長若しくは消防署長の同意を求め、又は同条第4項に定める消防長若しくは消防署長への通知をするために必要な書類がある場合は、甲は、これを併せて提出するものとする。
- 3 甲は、第1項の申請がエレベーター等の設置に係るものであるときは、その設置しようとする建築物の確認済証及び確認申請関係書類の副本又はこれらに準ずる書類を添付するものとする。

(確認審査の引き受け及び契約の締結)

第6条 乙は、前条に定める確認申請があつた場合、次の各号に掲げる事項について審査し、適正であると認めるときはこれを引き受けるものとする。

- (1) 確認申請のあつた建築物等が第2条第1項第1号に掲げる建築物、同項第2号に掲げる建築設備又は同項第3号に掲げる工作物であり、かつ、同条第2項の規定に抵触するものでないこと。
 - (2) 申請書に記載された設計者及び工事監理者（以下「設計者等」という。）がそれぞれ建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく当該建築物の設計及び工事監理の資格を有する建築士であり、また、確認申請関係書類の正本の図書に当該設計者の記名及び押印があること。
 - (3) 確認申請関係書類に不足がなく、正本と副本の記載事項が相互に整合し、かつ、記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 確認申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
- 2 乙は、前項の審査において、当該確認申請関係書類が建築基準関係規定に定められ

た確認申請の形式上の要件に適合しないと認めるときは、その受理前に、甲に対して補正を求めるものとする。

- 3 乙は、第1項の規定により確認審査を引き受けたときは、甲に対し**確認審査引受証**（第A-4号様式）を交付するものとし、これをもって甲と乙は、この約款に基づく契約を締結したものとする。

（確認審査の実施）

第7条 乙は、前条第1項の規定により確認審査を引き受けたときは、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「確認審査等指針」という。）第1**確認審査に関する指針**に基づき、確認申請関係書類の審査及び当該確認申請に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を速やかに実施し、必要に応じて、甲に対して説明を求めるものとする。

- 2 当該確認申請に係る建築物等の計画について特定行政庁又は建築主事から行政指導があった場合、乙は、甲に対してその指導に従うよう要請するものとする。
- 3 乙は、第1項の確認審査において、申請に係る建築物等の計画が次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める書面又は通知書を甲に交付するものとする。

- (1) 建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき。

建築基準法第6条の2第9項の規定による適合しない旨の通知書（第A-6号様式（規則第15号の2様式に基づく様式））

- (2) 建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合でその理由が確認審査等指針第5項第3号イに規定する不備であるとき。

申請書等の補正を求める書面

- (3) 建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合でその理由が確認審査等指針第5項第3号ロに規定する記載事項の不明確な点であるとき。

追加説明書の提出を求める書面

- (4) 建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合でその理由が法第6条の2第9項に規定する正当なものであるとき。

建築基準法第6条の2第9項の規定による**適合するかどうかを決定することができない旨の通知書**（第A-7号様式：規則第15号の3様式に基づく様式）

- 4 前項の第2号又は第3号に掲げる書面を交付する場合、乙は、甲に対して相当の期限を定めて確認申請関係書類の補正又は当該不明確な点を説明するための書類の提出を求めることとし、甲がその求めに応じないときは、前項第4号に掲げる通知書を交付するものとする。

（確認済証の交付）

第8条 乙は、前条第1項の確認審査において、申請に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、法第6条の2第1項の規定による**確認済証**（規

則第15号様式)を、確認申請関係書類の副本を添えて、甲に対して交付するものとする。

(計画変更の確認申請)

第9条 甲は、確認済証が交付された建築物等について、その工事が完了する前に計画を変更(規則第3条の2で定める軽微な変更を除く。)しようとする場合は、規則第1条の3第8項及び規則第3条の3第1項、規則第2条の2第5項及び規則第3条の3第2項又は規則第3条第7項及び規則第3条の3第3項の規定に基づき、付近見取図並びに変更に係る部分の変更前及び変更後の図書(変更箇所を着色等により明示したものに限り。)を添えた**計画変更確認申請書**(第A-11号様式:規則第4号様式に基づく様式、第A-12の1号様式:規則第9号様式に基づく様式又は第A-12の2号様式:規則第13号様式に基づく様式)の正本及び副本(以下これらの図書を「計画変更確認申請関係書類」という。)各1通を乙に提出するものとする。

2 前項の計画変更確認申請が申請に係る当該直前の確認を乙以外のものから受けているものである場合、甲は、前項に定める添付図書のほか、当該直前の確認に係る確認申請関係書類の副本を添えて申請するものとする。

3 第1項に定める計画変更確認申請の審査業務にあたっては、第5条第2項から前条までの規定を準用するものとする。この場合において、「確認申請関係書類」とあるのは「変更確認申請関係書類」と読み替えるものとする。

(軽微な計画変更届)

第9条の2 甲は、確認済証が交付された建築物等について、その工事が完了する前に規則第3条の2で定める軽微な計画の変更をしようとする場合は、変更に係る部分の変更前及び変更後の図書を添えた**軽微な計画変更届**(第A-13号様式)2通を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の届を受理した後、当該届1通を甲に返却するものとする。

(確認申請の取り下げ)

第10条 甲は、確認済証の交付前に確認申請を取り下げる場合は、**確認申請取下届**(第A-5号様式)2通を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の届を受理した後、当該届1通及び当該確認申請関係書類(計画変更確認申請に係るものにあつては「計画変更確認申請書類」。以下同じ。)の副本を甲に返却するものとする。

(名義変更等の届出)

第11条 甲は、確認済証の交付を受けた建築物等について、その工事が完了する前に建築主等、代理人、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は設計者の住所

を変更しようとするときは、当該確認済証及び確認申請関係書類の副本を添えて（建築主等の名義の変更の場合に限る。次項において同じ。）**名義変更等届**（第A-14号様式）2通を乙に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の届を受理した後、当該届1通、当該確認済証及び確認申請関係書類の副本を甲に返却するものとする。

（工事監理者及び工事施工者の選任届）

第11条の2 甲は、確認申請時に工事監理者又は工事施工者を未定としたときは、その工事に着手する前に、**工事監理者及び工事施工者選任届**（第A-15号様式）2通に工事監理者の建築士免許証の写し（工事監理者を届け出る場合で、当該工事監理者が確認申請書に記載された設計者と異なる建築士のときに限る。）を添えて乙に届け出なければならない。

- 2 乙は、前項の届を受理した後、当該届1通を甲に返却するものとする。

（工事取止めの届出）

第12条 甲は、確認済証の交付を受けた後、当該建築物等の工事を取り止めた場合は、当該確認済証及び確認申請関係書類の副本を添えて**工事取止届**（第A-16号様式）2通を乙に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の届を受理した後、当該届1通並びに当該確認済証及び確認申請関係書類の副本を甲に返却するものとする。

（中間検査又は完了検査の申請書類）

第13条 甲は、中間検査の申請をする場合は、法7条の3第1項に規定する特定工程に係る工事を終える予定日の7日前までに、規則第4条の8第1項各号に掲げる書類を添えて**中間検査申請書**（第A-17号様式：規則第26号様式に基づく様式）を乙に提出するものとする。

- 2 甲は、完了検査の申請をする場合は、検査の対象となる工事の完了予定日の7日前までに、規則第4条第1項各号に掲げる書類を添えて**完了検査申請書**（第A-21号様式：規則第19号様式に基づく様式）を乙に提出するものとする。
- 3 前2項において、中間検査又は完了検査の申請が、乙が確認済証を交付した建築物に係る申請の場合は、規則第4条の8第1項第1号又は規則第4条第1項第1号に掲げる当該建築物の計画に係る確認に要した図書を、第9条の2に定める軽微な計画変更届を乙に提出済みの建築物に係る申請の場合は、規則第4条の8第1項第4号又は規則第4条第1項第5号に掲げる当該変更の内容を記載した書類を添付することを要しないものとする。

（中間検査引受証又は完了検査引受証の交付並びに契約の締結）

第14条 乙は、前条に定める中間検査又は完了検査の申請があった場合、次の各号に掲げる事項について審査し、適正であると認めるときはこれを引き受け、甲と検査日の日程を調整するものとする。

- (1) 検査申請のあった建築物等が第2条第1項第1号に定める建築物、同項第2号に定める建築設備又は同項第3号に定める工作物であり、かつ、同条第2項の規定に抵触するものでないこと。
- (2) 申請書に記載された設計者等がそれぞれ建築士法に基づく当該建築物の設計及び工事監理の資格を有する建築士であること。
- (3) 中間検査申請書又は完了検査申請書並びにこれに添えた図書及び書類に不備がないこと。
- (4) 確認審査等指針第4**中間検査に関する指針**第2項第3号又は同指針第3**完了検査に関する指針**第2項第3号に規定する軽微な変更説明書が添付されていること（申請書の第3面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合で、第9条の2に定める軽微な計画変更届けが乙に提出されていないときに限る。）。

2 乙は、前項の審査において、前条第1項又は第2項に定める申請書類に不備を認めるときは、その受理前に、甲に対して補正を求めるものとする。

3 乙は、中間検査を引き受けたときは法第7条の4第2項の規定による**中間検査引受証**（第A-18号様式：規則第29号様式に基づく様式）を、完了検査を引き受けたときは法第7条の2第3項の規定による**完了検査引受証**（第A-22号様式：規則第22号様式に基づく様式）を甲に交付するものとし、これをもって甲と乙はこの約款に基づく契約を締結したものとする。

（中間検査又は完了検査の実施）

第15条 乙は、中間検査を引き受けたときは、確認審査等指針第4**中間検査に関する指針**に基づき、中間検査申請書及びこれに添えた書類の審査並びに当該申請に係る建築物の検査前に施工された工事に係る部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を実施するものとする。

2 乙は、完了検査を引き受けたときは、確認審査等指針第3**完了検査に関する指針**に基づき、完了検査申請書及びこれに添えた書類の審査並びに当該申請に係る建築物等及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を実施するものとする。

3 乙は、前2項に規定する検査において、必要に応じて、甲に対し説明又は追加の資料等の提出を求めることができるものとする。この場合において、甲は、その求めに応じなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する検査は、目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物等の部分の動作確認その他の方法によりこれを行うものとする。

5 乙は、第1項の検査において、当該申請に係る建築物及びその敷地が次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる通知書を甲に交付するものとする。

(1) 建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき。

中間検査合格証を交付できない旨の通知書 (第A-20号の1様式(規則第30号の2様式に基づく様式))

(2) 軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないとき。

中間検査合格証を交付できない旨の通知書 (第A-20号の2様式(規則第30号の2様式に基づく様式))

6 乙は、第2項の検査において、当該申請に係る建築物等及びその敷地が次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める通知書を甲に交付するものとする。

(1) 建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき。

検査済証を交付できない旨の通知書 (第A-24号の1様式(規則第23号の2様式に基づく様式))

(2) 軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、当該申請に係る建築物等の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請に係る建築物等及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないとき。

検査済証を交付できない旨の通知書 (第A-24号の2様式(規則第23号の2様式に基づく様式))

(再検査等の手続き)

第15条の2 前条第5項第2号に定める中間検査合格証を交付できない旨の通知書が交付された建築物及びその敷地について、甲がその計画を変更し、再度確認申請をするときの手続きは第9条の規定に、再度中間検査を受けるときの手続きは第13条第1項の規定によるものとする。

2 甲は、前条第6項第2号に定める検査済証を交付できない旨の通知書が交付された建築物等及びその敷地について建築基準関係規定に適合することを説明するための書類を提出し、再度完了検査を受けようとするときは、併せて完了再検査申請書(第A-25号様式)を提出しなければならないものとする。

(検査に対する協力)

第16条 前条の中間検査又は完了検査の実施にあたっては、甲は、乙が当該検査に係る建築物等、建築物等の敷地、工事場等に立ち入り、業務上必要な調査及び検査を円滑に行うことができるように協力しなければならない。

(検査の申請の取り下げ)

第17条 甲は、自己の都合により、乙が中間検査又は完了検査を実施する前に中間検査又は完了検査の申請を取り下げる場合は、**中間検査申請取下届**（第A-19号様式）又は**完了検査申請取下届**（第A-23号様式）を2通、乙に提出しなければならない。この場合において、乙は検査を行わず、当該届を受理した後、当該届1通及び中間検査申請書又は完了検査申請書に添えられた書類を甲に返却するものとする。

（中間検査合格証又は検査済証の交付）

第18条 乙は、第15条第1項の検査において、当該申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、法第7条の4第3項の規定による**中間検査合格証**（規則第31号様式）を甲に交付するものとする。

2 乙は、第15条第2項の検査において、当該建築物等及びその敷地が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、法第7条の2第5項の規定による**検査済証**（規則第24号様式）を甲に交付するものとする。

（業務の処理期日の変更）

第19条 甲が、第7条第1項又は第15条第3項において求められた説明又は追加の資料等の提出を遅滞したときその他乙の責に帰することの出来ない事由により第4条で定めた処理期日までに乙が当該業務を完了することができないときは、乙は、甲に対してその理由を明示し、処理期日の変更を求めることができるものとする。この場合において、変更後の処理期日は、甲乙協議して定める。

（特定行政庁への通知等）

第20条 乙は、第6条（第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による確認審査を引き受けたときは、事前調査票及び**建築計画概要書**（規則第3号様式）の写しの送付をもって、当該申請に係る建築物の計画の概要を特定行政庁に通知するものとする。

2 乙は、第8条に規定する確認済証を交付したとき又は第7条第3項第1号若しくは第4号に規定する通知書を交付したときは、法第6条の2第10項の規定による**確認審査報告書**（規則第16号様式）を、当該交付の日から7日以内に、特定行政庁に提出する。

3 乙は、第14条第1項の規定による中間検査を引き受けたときは、法第7条の4第2項の規定による**中間検査引受通知書**（規則第30号様式）を、完了検査の引き受けを行ったときは、法第7条の2第3項の規定による**完了検査引受通知書**（規則第23号様式）を、それぞれ引き受けを行った日から7日以内に、建築主事に送付する。

4 乙は、第18条第1項に規定する中間検査合格証又は第15条第5項各号に掲げる中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付したときは、法第7条の4第6項の規定による**中間検査報告書**（規則第32号様式）を、第18条第2項に規定する検査済証又は第15条第6項各号に掲げる検査済証を交付できない旨の通知書を交付したときは、法第7条の2第6項の規定による**完了検査報告書**（規則第25号様式）を、それぞれ交

付の日から7日以内に、特定行政庁に提出する。

- 5 乙は、特定行政庁、建築主事又は建築監視員（以下「特定行政庁等」という。）から、法第12条第5項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該申請に係る建築物等の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求められた場合においては、特定行政庁等にその報告を行う。
- 6 前5項の通知又は報告によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

（甲の契約解除権）

第21条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に**契約解除通知(甲)**（第Y-1号様式）をもって通知し、この契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に対して手数料の返還（既に支払われているときに限る。）及び契約解除によって生じた損害の賠償を求めることができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第4条で定めた処理期日までに当該業務を完了せず、又その見込みがないとき。
 - (2) 甲に対して交付された確認済証が、乙の故意又は過失が原因で法第6条の2第11項の規定により効力を失ったとき。
 - (3) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 甲は、前項の契約解除によって乙に生じた損害については、その賠償の責めに任じないものとする。

（乙の契約解除権）

第22条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に**契約解除通知(乙)**（第Y-2号様式）をもって通知し、この契約を解除することができる。この場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを返還せず、又手数料が支払われていないときは甲にこれの支払いを請求することができる。また、乙は、甲に対して契約解除によって生じた損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲が、第7条第1項、同条第4項若しくは第15条第3項において求められた説明又は追加の資料等を提出しないとき。
 - (2) 甲が、正当な理由なく、速やかに手数料を支払わないとき。
 - (3) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 乙は、前項の契約解除によって甲に生じた損害については、その賠償の責めに任じないものとする。

(乙の免責)

第23条 乙は、第20条第5項及び前条第2項の場合のほか、乙の故意又は過失以外の事由により発生した甲の損害については、その賠償の責めに任じないものとする。

(秘密の保持等)

第24条 乙は、この契約に係る確認検査業務の上で知り得た甲の秘密及び個人情報を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(手数料の額等)

第25条 乙が行う確認検査業務の手数料(以下「手数料」という。)の額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物の確認検査(計画変更確認審査及び中間検査又は完了検査を実施した後に再度必要となった検査(以下、「再検査」という。)を除く。)申請1件につき、床面積の合計に応じて次表のとおりとする。この場合の「床面積の合計」とは、確認審査及び完了検査については当該申請に係る部分の床面積の合計を、中間検査については当該検査対象部分の床面積の合計をいう。なお、表の「1～3号」とは法第6条第1項第1号から第3号に掲げる建築物を、「4号」とは同条同項第4号に掲げる建築物をいう。

床面積の合計	確認審査		中間検査		完了検査	
	1～3号	4号	1～3号	4号	1～3号	4号
100㎡以内のもの	28,000円	20,000円	30,000円	20,000円	32,000円	24,000円
100㎡を超え300㎡以内のもの	38,000円	28,000円	40,000円	30,000円	44,000円	32,000円
300㎡を超え500㎡以内のもの	50,000円	40,000円	50,000円	40,000円	55,000円	45,000円

- (2) 建築物の計画変更確認審査 申請1件につき 10,000円
- (3) 建築物の再検査 申請1件につき 10,000円
- (4) エレベーター等の確認検査(計画変更確認審査を除く。)
- 確認審査は、1基につき 15,000円
- 完了検査(再検査を含む。)は、1基につき 20,000円
- (5) エレベーター等の計画変更確認審査 1基につき 5,000円
- (6) 擁壁の確認検査(計画変更確認審査を除く。)
- 確認審査は、1件につき 15,000円
- 完了検査(再検査を含む。)は、1件につき 15,000円
- (7) 擁壁の計画変更確認審査 1件につき 5,000円
- (8) 軽微な計画変更届 届1件につき 1,000円

(9) 名義変更等届 届 1 件につき 1,000 円

2 確認検査の申請が次の各号に該当する場合には、乙は、前項の規定にかかわらず、その手数料を前項に定める額から減額したものとすることができる。

- (1) 乙の指示若しくは乙の責に帰すべき事由により確認申請の取り下げ又は工事の取り止めがなされた建築物等の計画について再度確認申請が行われた場合
- (2) 前号に該当する場合を除き、確認申請の取り下げ又は工事の取り止めがなされた建築物（法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げるものに限る。）の計画について再度確認申請が行われた場合
- (3) 近接した敷地において同一の日程で複数の中間検査又は完了検査の申請が行われた場合
- (4) その他確認審査業務を公正かつ適確に実施するうえで必要と認められる場合又は合理的理由がある場合

(手数料の収納)

第 26 条 甲は、乙が第 2 条で定める各業務を引き受けたときは、手数料を現金で速やかに支払うものとする。ただし、乙が認めた場合には、別の納入方法によることができる。

2 前項の別の納入方法に要する費用は、甲の負担とする。

3 第 1 項で収納した手数料は、返還しない。ただし、乙の責に帰すべき事由により確認検査業務が実施できなかった場合又はやむを得ない事情があると乙が認めた場合には、この限りではない。

(その他)

第 27 条 この約款に定めのない事項及びこの約款の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

指定確認検査機関

機関名：財団法人 神奈川県建築安全協会

代表者：会長 長田 喜樹

所在地：横浜市中区元浜町 3 丁目 2 1 番 2 号（へリオス関内ビル）

神奈川県知事指定番号：第 1 号

指定年月日：平成 12 年 6 月 21 日

附 則

この約款は、平成 12 年 6 月 21 日より施行する。

この約款は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

この約款は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この約款は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。

この約款は、平成19年 6月20日より施行する。
この約款は、平成19年 9月10日より施行する。
この約款は、平成21年 4月 1日より施行する。
この約款は、平成21年10月 1日より施行する。
この約款は、平成22年 4月 1日より施行する。
この約款は、平成22年 6月 1日より施行する。
この約款は、平成22年10月 1日より施行する。
この約款は、平成23年 4月 1日より施行する。
この約款は、平成23年 7月 1日より施行する。
この約款は、平成23年10月 1日より施行する。
この約款は、平成24年 1月 5日より施行する。